

船舶事故調査報告書

令和7年12月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和6年8月16日 15時10分頃
発生場所	長崎県佐世保市早岐瀬戸南口付近 針尾港北防波堤灯台から真方位033° 2.5海里付近 (概位 北緯33° 05.3′ 東経129° 47.7′)
事故の概要	水上オートバイ R X T- X R S 300 が浮体をえい航して遊走中、浮体の搭乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和6年8月20日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ RXT-XRS300、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	290-66643長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	重傷 1人（搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：波向 南、波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、救命胴衣を着用した船長が1人で乗り組み、救命胴衣を着用した搭乗者1人が座面に座った状態のトーイングチューブ（以下「本件浮体」という。）を長さ約18.5mのえい航索でえい航し、早岐瀬戸南口付近で遊走を開始した。</p> <p>本件浮体は、4人乗りで、前部が半円状の座面となって後部に背もたれがあるソファ型であり、座面及び背もたれには両手で掴むことができる帯状の持ち手がそれぞれ設けられていた。</p> <p>船長は、約50km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で本件浮体をえい航し北方に向けて本船を直進させた後、途中で引き返し南方に向けて本船を直進させ始めた。</p> <p>船長は、南方からの波があったので、本船及び本件浮体が海面を小刻みに飛び跳ねる状況であったが、特段、危険を感じなかった。</p> <p>船長は、減速させることなく、本船が約50km/hの速力で波を乗り越えながら本件浮体をえい航して遊走中、バックミラーで本件浮体が跳ね上がっているのが見えたので、直ちに本船を減速させた後、振り向いて後方を確認したところ、転覆した本件浮体を認めた。</p> <p>(図1 参照)</p>



図1 事故発生場所概略図

船長は、搭乗者が落水して姿が見えなかったが、そのうち海面に浮いてくると思っていた。その後、搭乗者が海面に浮いてきたが、うつ伏せのまま動かなかった。

船長は、急いで本船を搭乗者に接近させて搭乗者を本船の後部座席に引き揚げた後、近くの岸壁を通り掛かった者に声を掛け、救急車を要請するように依頼した。

船長は、仲間に救援を依頼し、近くの岸壁まで搭乗者を搬送した後、駆けつけた仲間と共に搭乗者を岸壁上に引き揚げた。

船長は、搭乗者が心肺停止の状態であったので、心肺蘇生を行いながら救急隊の到着を待った。

搭乗者は、その後、救急車で病院に搬送され、^{がんかてい}眼窩底骨折等と診断された。

搭乗者は、本事故に関する記憶が一切なかった。

本件浮体には、本件浮体えい航時の速力などに関する「警告」ラベルが貼り付けられており、大人の場合、速力は32km/hを超えないよう記載されていた。

海上保安庁では、ウェブサイト「海上保安庁ウォーターセーフティガイド^{*1}」において、「トーイング遊具を安全に楽しく遊ぶために」と題し、トーイング遊具えい航時の速力についての注意事項や事故事例等を掲載している。

分析

本船は、搭乗者1人を乗せた本件浮体をえい航して遊走中、船長が本件浮体を高速でえい航したことから、本件浮体が波で跳ね上がるなどして転覆し、搭乗者が落水して負傷したものと考えられる。

船長は、波があり、本船及び本件浮体が海面を小刻みに飛び跳ねる状況であったが、特段、危険を感じていなかったことから、減速させ

*1 https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/pwc/10_towing/

	<p>ることなく、本件浮体を高速でえい航したものと考えられる。</p> <p>本件浮体が転覆した詳細な状況、搭乗者の着座や持ち手の保持状況については、船長がそれらの状況を確認しておらず、また、搭乗者に本事故に関する記憶が一切なかったことから、明らかにすることができなかつた。</p>
原因	<p>本事故は、波があり、本船及び本件浮体が海面を小刻みに飛び跳ねる状況下、船長が搭乗者1人を乗せた本件浮体を高速でえい航したため、本件浮体が波で跳ね上がるなどして転覆し、搭乗者が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浮体をえい航する水上オートバイの船長は、事前に浮体搭乗者の着座等の状況を確認した上で、えい航中に波などによって浮体が跳ね上がったたり転覆したりしないよう、えい航状況を確認しながら安全な速力に減速して操船すること。 ・ 浮体をえい航する水上オートバイの船長は、事前に浮体にえい航時の速力などに関する警告や注意書き等が記載されていないか確認するとともに、それらが記載されている場合は、よく読んで注意事項等を遵守すること。